

認証基準（学校教育法等）と申請内容との対比表（大学基準協会）

認証基準		申請者の申請内容
基準	基準に係る細目	
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。 (学教法第 110 条第 2 項第 1 号)	(1) 大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。(細目省令第 1 条第 1 項第 1 号)	資料 2 - 3 (「評価基準と専門職大学院設置基準等との対比表」) のとおり。
	(2) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。(細目省令第 1 条第 1 項第 2 号)	評価基準は、7つの大項目から構成され、その下には合計 20 の「項目」が設けられており、各項目には、1 ないし複数の「評価の視点」が置かれ項目の内容を具体的に示している。「評価の視点」は、その内容により、以下の 3 つに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ F 群(Fundamental) : 各専門職大学院に求められる基本的事項 ・ L 群(Legal) : 各専門職大学院に関わる法令事項 ・ A 群(Advanced) : 各専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項 各大項目においては、「評価の視点」の A 群の視点による評価項目が設けられており、各専門職大学院が当該課程の目的に従って、検討課題も含めてその特色とするところを自己点検・評価できる仕組みとなっている。
	(3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。(細目省令第 1 条第 1 項第 3 号)	「基準の設定及び改善に関する規程」第 12 条において、「基準を新たに設定する場合又は改定する場合は、適切な方法で広くこれを開示し、意見を聴取する。」と定めている。 今回の評価基準の設定にあたっては、有識者からなる準備委員会を設置して審議を行い、評価基準案を大学基準協会 WEB サイトに掲載するとともに、大学基準協会の正会員校、関係の大学院、関係機関に対して評価基準案を送付し、広く意見を求めた。 (添付書類 12-1)

	<p>(4) 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての現地調査が含まれていること。(細目省令第1条第1項第4号)</p>	<p>「法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」(以下、規程)第6条、第23条及び第24条において、書面評価及び現地調査を通じて評価を行うこととなっている。申請大学から提出された資料の書面評価をもとに、認証評価結果(分科会案)を作成し、現地調査においては、書面評価をもとに作成された認証評価結果(分科会案)に基づき調査を行う。</p>
	<p>(5) 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。(細目省令第1条第1項第5号)</p>	<p>規程第31条において、追評価について定めている。</p> <p>第31条 認証評価の結果、基準に適合していないと判定された大学は、指定された期限までに、その判定に至った問題事項を対象として、会長宛に文書によって追評価を申請することができる。</p> <p>また、規程第40条第1項において、評価後のアフターケアとしての改善報告について定めている。</p> <p>第40条 基準に適合していると認定された法科大学院又はグローバル法務系専門職大学院(ただし、追評価の結果、基準に適合していると認定された場合を除く)を置く大学は、通知を受けた認証評価結果に問題事項に対する改善等の提言が付されていたときは、指定された期日までに、そのことについての改善報告書を会長宛に提出しなければならない。</p>
	<p>(6) 大学評価基準に次の事項が定められていること。(細目省令第1条第3項第1号)</p> <p>①教員組織</p> <p>②教育課程(教育課程連携協議会に関することを含む)</p> <p>③施設及び設備</p> <p>④学修の成果(進路に関することを含む)</p> <p>⑤その他教育研究活動に関すること</p>	<p>添付書類7 「4 教員・教員組織」(p19)参照。</p> <p>添付書類7 「2 教育課程・学習成果」(p8)参照。</p> <p>添付書類7 「6 教育研究等環境」(p24)参照。</p> <p>添付書類7 「2 教育課程・学習成果」(p8)参照。</p> <p>全体として下記のとおり基準が構成されており、細目省令が求める「その他教育研究活動に関すること」についても、評価を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使命・目的 2 教育課程・学習成果

		<ul style="list-style-type: none"> 3 学生の受け入れ 4 教員・教員組織 5 学生支援 6 教育研究等環境 7 点検・評価
	<p>(7) 評価方法に、関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 (細目省令第1条第3項第2号)</p>	<p>規程第10条別表1において、認証評価委員会に法曹若しくはグローバル法務分野の実務家又はそれらいずれかの経験を有する者とその他の有識者をあわせて5名を置くことを規定しており、その他の有識者に高等学校、地方公共団体その他の関係者を任命することで意見聴取を行うこととしている。</p>
	<p>(8) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。 (細目省令第1条第3項第3号)</p>	<p>「基準の設定及び改善に関する規程」第12条において、「基準を新たに設定する場合又は改定する場合は、適切な方法で広くこれを開示し、意見を聴取する。」と定めている。</p> <p>今回の評価基準の設定にあたっては、有識者からなる準備委員会を設置して審議を行い、評価基準案を大学基準協会WEBサイトに掲載するとともに、大学基準協会の正会員校、関係の大学院、関係機関に対して評価基準案を送付し、広く意見を求めた。</p> <p>関係機関：日本弁護士連合会や国際協力機構など。</p> <p>(添付書類12-1)</p>

2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。(学教法第110条第2項第2号)	<p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価(専門職大学等の評価)にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。</p> <p>(細目省令第2条第1号)</p>	<p>認証評価の組織体制については、規程第2章、及び第3章に規定。</p> <p>法務系専門職大学院認証評価委員会(以下、委員会)、認証評価分科会(以下、分科会)において、法科大学院又はグローバル法務系専門職大学院に所属する教員、及び法曹若しくはグローバル法務分野の実務経験を有する者から構成されるものとし、また、委員会にはこれに加え外部有識者が加わるものとしている。</p>
	<p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。</p> <p>(細目省令第2条第2号)</p>	<p>規程第8条において次のように規定し、委員は、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう配慮している。</p> <p>第8条 認証評価を申請した大学の関係者は、当該大学の認証評価に関わる審議及び決定のすべての過程に加わることができない。</p>
	<p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。</p> <p>(細目省令第2条第3号)</p>	<p>規程第7条において次のように規定し、認証評価の業務に従事する者に対し必要な研修の機会を設けることとしている。</p> <p>第7条 第2章に定める法務系専門職大学院認証評価委員会の委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員に対しては、あらかじめ適切な方法で評価の実務に関わる研修を行うものとする。</p>
	<p>(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。</p> <p>(細目省令第2条第4号)</p>	<p>「公益財団法人 自己点検・評価委員会規程」(追加提出資料)第3条及び第6条において次のように規定し、自己点検・評価の実施とその結果の公表について定めている。</p> <p>第3条 評価委員会は、本協会の組織及び諸活動の改善に資するために自己点検・評価を行う。</p> <p>第6条 自己点検・評価結果は、公表するものとする。</p>

	<p>(5) 法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学等の評価）の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。</p> <p>（細目省令第2条第5号）</p>	<p>現在実施している大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、経営系専門職大学院認証評価、公共政策系専門職大学院認証評価、公衆衛生系専門職大学院、知的財産専門職大学院、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院、デジタルコンテンツ系専門職大学院のそれぞれにおいて、評価体制や評価手続等を定めた固有の規程を整備しており、それらの規程に則って、それぞれの認証評価業務を適切に実施している。</p>
	<p>(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学等の評価）の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。</p> <p>（細目省令第2条第6号）</p>	<p>「公益財団法人大学基準協会 経理規程」において、次のように規定し、本認証評価に係る経理を認証評価以外の業務から区分・整理するとともに、大学機関別認証評価等とも区分・整理している（添付書類13-3）。</p> <p>第5条 この法人の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計、及び法人会計に区分する。</p> <p>2 前項にかかわらず、法令の要請等により必要とされる場合には、新たに会計区分を設けるものとする。</p>
<p>3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。</p> <p>（学教法第110条第2項第3号）</p>		<p>規程第27条において次のように規定し、大学に対して意見の申立ての付与をしている。</p> <p>第27条 認証評価委員会委員長は、前条の認証評価結果（委員会案）を申請大学に提示しなければならない。</p> <p>2 申請大学は、認証評価結果（委員会案）を受領した後、指定された期日までに、認証評価結果（委員会案）における事実誤認等の有無を確認し、その結果を意見として申立てることができる。</p>

<p>4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。 （学教法第110条第2項第4号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負債が資産を上回っていない。正味財産は平成30年3月末現在で、42億1092万円あまりとなっている。（添付書類3-1） ・ 現時点で対象校は1校であり、評価手数料で本認証評価に係る経費の全てを支弁することが困難な状況である。本協会では、そうした場合に備え、「大学評価事業等運営資産」を積み立てており、財政的な安定性は確保されている。
<p>5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。（学教法第110条第2項第5号）</p>	<p>非該当。</p>
<p>6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 （学教法第110条第2項第6号）</p>	<p>（1）学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項（①名称及び事務所の所在地、②役員の氏名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額）を公表することとしていること。 （細目省令第3条第1項第1号）</p>
<p>「情報公開に関する内規」第3条において、次のように規定しており、WEBサイトに掲載する等の方法によって必要な情報を公表することとなっている。</p> <p>第3条 本協会は、以下の事項について、刊行物やインターネット等の媒体を通じ、適切な方法で情報の開示を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本協会の組織等に関連する事項 二 本協会の事業内容等に関連する事項 <ul style="list-style-type: none"> a 事業計画 b 事業報告 c 収支決算書類 d 収支予算書類 e 第三者評価に関連する事項（評価の対象、評価基準及び評価項目、評価の実施体制、評価方法・スケジュール、評価の周期、評価結果の公表方法、評価費用、評価結果、その他） f その他 三 本協会の規程類 四 その他会長が必要と認めたもの 	

	<p>(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。</p> <p>(細目省令第3条第1項第2号)</p>	<p>規程第5条において次のように規定しており、認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証評価を行うこととなっている。</p> <p>第5条 法科大学院又はグローバル法務系専門職大学院を設置する大学から認証評価の申請があったとき、会長は、第9条に定める法務系専門職大学院認証評価委員会の委員長に遅滞なく認証評価を委嘱するものとする。</p>
	<p>(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。</p> <p>(細目省令第3条第1項第3号)</p>	<p>大学基準協会は、創設以来、独自の大学評価システムを発展させてきた。また、認証評価が制度化された後は、大学及び短期大学に対する機関別認証評価、並びに法科大学院、経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、知的財産系専門職大学院、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院、デジタルコンテンツ系専門職大学院に対する認証評価を行う機関として、多数の評価実績を有している(添付書類4)。</p> <p>これまで、評価を行う機関としての自立性が損なわれる等の事例はなく、認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれる。</p>

	<p>(4) 認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしている。</p> <p>(細目省令第3条第2項)</p>	<p>規程第43条及び第44条において、次のとおり規定しており、当該専門職大学院の教育課程等に重要な変更があったときは、必要に応じ、公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講じている。</p> <p>第43条 本協会の認証評価を受けた法科大学院又はグローバル法務系専門職大学院を置く大学は、次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院又はグローバル法務系専門職大学院の教育活動の状況全般に重要な変更があった場合は、変更にかかわる事項について会長宛に届け出なければならない。</p> <p>第44条 前条の届出があったとき、会長は認証評価委員会の委員長にそれへの対応を委嘱するものとする。</p> <p>2 前項の委嘱を受けた認証評価の委員長は、当該法科大学院又はグローバル法務系専門職大学院の意見を聴いた上で、認証評価委員会において、認証評価結果に当該事項を付記する等の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>7. 認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、これを公表し、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>(学教法第110条第4項)</p>	<p>評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p> <p>(学教法施行規則第171条)</p>	<p>規程第38条において次のように規定しており、認証評価結果は、広く社会に周知させるために適切な方法によって公表することとなっている。</p> <p>第38条 会長は、認証評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を申請大学に通知しなければならない。</p> <p>2 会長は、前項に定める結果を認証評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣に報告する。</p> <p>3 会長は、前項の認証評価結果報告書を刊行物又はインターネット等の適切な方法で公表する。</p>